

第3期滋賀県スポーツ推進計画の策定について

1 趣旨

平成30年3月に策定した「第2期滋賀県スポーツ推進計画」の計画期間が令和4年度末に終了することから、令和5年度から5年間を計画期間とする「第3期スポーツ推進計画」を策定する。

策定に当たっては、平成31年3月に策定された滋賀県基本構想「変わる滋賀 続く幸せ -Evolving SHIGA-」や、令和3年度中にスポーツ庁が策定予定の「第3期スポーツ基本計画」との関連を考慮しながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応したスポーツ振興、東京オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ 2021 関西といった大規模スポーツ大会の成果やノウハウの継承・発展、4年後の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催等を踏まえた検討を行うこととする。

<滋賀県基本構想「変わる滋賀 続く幸せ -Evolving SHIGA-」>

○目指す2030年の姿（一部抜粋）

- ・バランスの取れた食事、スポーツ・運動の習慣などにより、健康的な日常生活が送られている。
- ・誰もが居場所や生きがいを持ち、スポーツや文化芸術等に親しみながら心豊かに生活している。

<第3期スポーツ基本計画>※スポーツ庁において策定中

○策定にあたり踏まえようとする観点（一部抜粋）

- ・障害者、女性、子供、高齢者等、多様な主体の参画
- ・スポーツ団体、他の行政機関、地方公共団体、学校、民間事業者、研究機関等との連携・協力

2 計画の位置づけ

この計画は、滋賀県スポーツ推進条例第8条に基づき、スポーツの推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもの。

<滋賀県スポーツ推進条例が示す7つの基本理念>

- ・自ら行うスポーツ活動の充実
- ・次代を担う子どもの運動・スポーツ活動の充実
- ・障害者が行うスポーツ活動の支援・充実
- ・スポーツ選手の競技水準の向上および指導者等の育成
- ・スポーツ環境の充実
- ・スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化
- ・滋賀の特性を生かしたスポーツの推進

3 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

4 今後の予定

令和3年度 審議会への諮問、計画の方向性および基本方針の検討

令和4年度 骨子案および答申案の検討、答申、県民政策コメントの実施、計画策定

※適宜、検討状況を議会に報告

滋賀県スポーツ推進計画等の策定期等について

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	
審議会	18期	19期	20期		21期		22期		23期		24期		25期		26期			
計画と取組期間		スポーツ推進計画策定					計画案審議 H28.11 諮問 ～ H29.10 答申	第2期スポーツ推進計画策定			計画案審議 R3諮問 ～ R4答申	第3期スポーツ推進計画策定予定					第4期スポーツ推進計画策定見込	
			5年		5年				5年		5年		5年					
			【H25.3】		【H30.3】				【R5.3】		【R10.3】							
国スポーツ基本計画	策定						策定				策定予定						策定見込	
滋賀県基本構想			4年		策定		4年		策定		実施計画(第1期)		12年(～2030年)					
大規模スポーツイベント等		ロンドンオリンピック・パラリンピック				スポーツ推進条例策定 【H27.12】	リオオリンピック・パラリンピック		ラグビーワールドカップ		オリンピック・パラリンピック 東京2020	ワールドマスターズゲームズ 2021 関西		パリオリンピック・パラリンピック	第79回国民スポーツ大会・ 第24回全国障害者スポーツ大会	インターハイ(滋賀県開催)	第20回アジア競技大会(愛知県開催)	